

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和4年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 69,185千円

【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 638,818千円

(単位：千円)

区分		令和4年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	427,771	34,887	392,884	114,163	99,568	1,309	177,844	19,261
	老人福祉費	319,262	2,776	316,486	4,761	142,525	3,790	165,410	17,914
	児童福祉費	403,962	61,339	342,623	115,470	114,238	7,368	105,547	11,431
衛生費	保健衛生費	452,533	84,249	368,284	64,135	106,802	7,330	190,017	20,579
合計		1,603,528	183,251	1,420,277	298,529	463,133	19,797	638,818	69,185

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分